

文明セミナー（2011 年 12 月 16 日）

武内 智彦

社会保障財源、とくに消費税について：追加資料

1.

ILO（国際労働機関）「社会保障への道」では

「社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法または直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生および社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすることをいうのである」

2.

日本国憲法第 25 条（1）「すべて国民は、健康的で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」（2）国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

3.

単純化した数値例を考える。

(1)

(a)年間に 105 万円の所得がある家計が 100 万円消費して 5 万円消費税を払う。

所得に占める消費税の割合は $5/105=1/21$

(b)年間に 525 万円の所得がある家計が 500 万円消費して 25 万円消費税を払う。

所得に占める消費税の割合は $25/525=1/21$

(2)

(a)年間に 105 万円の所得がある家計が 100 万円消費して 5 万円消費税を払う。

所得に占める消費税の割合は $5/105=1/21$

(b) 年間に 525 万円の所得がある家計が 100 万円消費して 5 万円消費税を払う。

この場合 420 万円は貯蓄する。

所得に占める消費税の割合は $5/525=1/105$

(3)

少し複雑化して、家計は若年期と高齢期の 2 期間生きるとする。

(a)若年期に 105 万円、高齢期に 105 万円所得があり、各期 100 万円消費し 5 万円消費税を払う。

この場合生涯を通じての所得に占める消費税の割合は $10/210=1/21$

(b)若年期に 525 万円の所得があり、高齢期には 21 万円の所得がある。若年期に 100 万円消費し 5 万円消費税を払い、高齢期には貯蓄 400 万円も使って 420 万円消費し 21 万円消費税を支払う。

若年期だけを見れば所得に占める消費税の割合は $5/525=1/105$

高齢期だけを見れば所得に占める消費税の割合は $21/21=1$

生涯を通じての所得に占める消費税の割合は $26/546=1/21$